

仕 様 書

1. 件名

一般廃棄物収集運搬処理業務単価契約

2. 目的

当支所の研究業務上発生する一般廃棄物の収集運搬処理を行うことを目的とする。

3. 単価契約を行う役務及び予定数量

(1) 一般ゴミ	1 2 m3
(2) 資源化ゴミ (非認定)	5 m3
(3) 粗大ゴミ	5 m3
(4) 再生可能品 (飲料びん、飲料缶等)	3 m3

4. 契約期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日

5. 業務場所

別紙図面のとおり

国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林総合研究所北海道支所
(札幌市豊平区羊ヶ丘7番地)

6. 検査場所

国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林総合研究所北海道支所
(札幌市豊平区羊ヶ丘7番地)

7. 受託者の責務

- (1) 業務従事者は当支所の名誉を重んじ、これをき損しないよう努めなければならない。
- (2) 業務従事者は当支所内において知り得た情報を外部に漏らしてはならない。この事項は、この業務を解かれた後も持続するものとする。
- (3) 受託者は常に業務従事者の健康に注意し、伝染性の疾患に感染した者を業務に従事させてはならない。
- (4) 受託者は、業務従事者に対して受託業務上必要とする教育訓練を実施し、業務履行に支障をきたさないよう万全を期さなければならない。
- (5) 受託者及び業務従事者は、安全管理に留意し、当支所内で業務に使用するもの(工具類及び脚立など)を放置したまま現場を離れることはできない。業務終了後は、使用したものの有無の確認を必ず行い、紛失物がある場合は当支所担当者に至急連絡をとること。

- (6) 各ごみ集積場等のごみは、滞留しないよう、適時、搬出等を行うこと。また、ごみが散乱しないよう努めること。
- (7) 作業時間は、当支所の就業時間内とし、時間内に作業を完了させること。
ただし、必要があるときは、当支所と協議の上、変更できるものとする。

8. その他

- (1) 業務従事者は、作業後に当支所担当者の検収を受け当支所担当者は作業が完了したことを確認し受領書に押印する。
- (2) 見積書の金額については、消費税及び地方消費税（10%）を含む1 m³あたりの単価を記載すること。
- (3) 予定数量については、令和6年度使用実績等をもとに算出したものであり、増減することもあり得るので、これを了承すること。
- (4) 本仕様書において定めのない事項、又は疑義が生じた場合は、その都度当支所と協議の上、これを決定するものとする。

森林総合研究所北海道支所 建物配置図

